



石巻市骨髓バンクドナー支援事業

石巻市では、骨髓・末梢血幹細胞の提供者の負担の軽減を図り、骨髓等の移植を推進するため、骨髓等を提供した方に助成金を交付します。

対象者	次の全てに該当する方を対象とします。 1 骨髓等の採取に伴う入院から退院までの期間において、石巻市に住民登録を有する方 2 公益財団法人日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において、骨髓等の提供を行った方で、これを証明する書類の交付を受けた方 3 市税に滞納のない方
助成対象	次の骨髓等の提供に係る通院・入院を助成対象とします。 1 最終合意のための面接 2 健康診断のための通院 3 自己血採血のための通院 4 骨髓等採取のための入院 5 その他骨髓等の提供に関して、骨髓バンクが必要と認める通院
助成金額	骨髓等の提供に際して、入院及び通院に要した日数1日につき2万円 (上限7日)
申請場所	健康部健康推進課又は各総合支所保健福祉課 ※ 郵送も可能です。
申請書類	1 交付申請書（様式第1号） 2 公益財団法人日本骨髓バンクが発行する骨髓等の提供が完了したことを証する書類 3 振込先通帳の写し ※ 交付申請書は石巻市HPからダウンロードできます。
助成金交付の流れ	助成金の交付決定後、指定の口座に振込みます。



問い合わせ先 石巻市 健康部 健康推進課

TEL 0225-95-1111

(内線2416)

石巻市穀町14番1号

○白血病や再生不良性貧血などの病気は、骨髓移植という治療法で治すことができます。一人でも多くの人の命を救うために、骨髓バンク・ドナー登録への正しいご理解とご協力をお願ひいたします。

